

## 只木ゼミ春合宿第1問検察レジュメ

文責:1班

### I. 事実の概要

5 看護師である X は、入院患者 A に風邪薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。他方で、相前後して、別の看護師 Y も、A に風邪薬と一緒に飲む予定の胃薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。その後 A は、これらの事情に気付かないまま、支給された両方の劇薬と一緒に飲み、死亡した。

尚、X と Y の間に意思の連絡はなく、両者が支給した劇薬は全く同種同質のものであり、どちらの劇薬の作用により A が死亡したのかは明らかではない。

10 X と Y の罪責を論ぜよ。

### II. 問題の所在

15 本問において、X の行為がなくても A は死亡したといえるし、Y の行為がなくても A は死亡したといえる。このように考えると、X、Y それぞれの行為と死の結果との間には条件関係が認められず、X、Y の行為は過失の未遂にとどまる。しかし A の死という重大な結果が発生したにもかかわらず、かかる結論は妥当ではない。また、X、Y が単独で致死量の半分の劇薬を入れた場合には両方に条件関係が認められることからしても、一層不合理である。そこで、X、Y の行為と A の死の結果との間に因果関係を認め、X、Y の行為に業務上過失致死罪(211 条前段)を成立させることはできないかが問題となる。

20

### III. 学説の状況

#### A 説(条件関係修正説)<sup>1</sup>

25 択一的競合の場合において、条件関係を修正し、いくつかの条件の内、いずれかを除去しても結果は発生するが、全ての条件を除けば結果が発生しない場合には、全ての条件に付き因果関係を肯定する説。

#### B 説(合法則的条件説)<sup>2</sup>

30 合法則的条件説とは、行為と結果との間に時系列的な因果関係があつて、かつ行為から結果が生じることが自然法則、あるいは経験法則、蓋然性法則によって説明可能なときには、行為と結果の間に事実的結合関係としての条件関係を認めるとする説。

#### C 説(結果回避可能性説)<sup>3</sup>

「行為なければ結果なし」という条件関係を判断する公式には、結果回避可能性を判断す

<sup>1</sup> 前田雅英『刑法総論講義[第6版]』(東京大学出版会,2015)128頁。

<sup>2</sup> 西田典之『刑法総論[第2版]』(弘文堂,2010年)98頁以下。

<sup>3</sup> 山口厚『刑法総論[第3版]』(有斐閣,2016)57頁。

るといふ特別の意味があり、結果回避可能性が認められない場合には因果関係を否定する説。

#### IV. 判例

5 該当判例なし。

#### V. 学説の検討

##### B 説(合法則的条件説)

10 そもそも、因果関係の存否の確認方法が問われているのに、自然法則に基づいて説明できるかどうかという基準をもって答えるのは妥当ではない。そして、この立場からすると、本問のような択一的競合の場合において X、Y それぞれの劇薬の支給という行為につき A の死亡結果との結びつきを自然法則により説明するにあたって疑いが生じるため、条件関係を認めることができない<sup>4</sup>。

したがって、検察側は本説を採用しない。

15

##### C 説(結果回避可能性説)

この立場からすると、本問において X、Y とともに単独でみれば条件関係が肯定されるのに、因果関係を否定することになり結論として不合理である。また、X、Y が単独で致死量の半分の劇薬を入れた場合(重疊的因果関係)には少なくとも「条件関係」は肯定されることと比較しても不合理である。さらに、甲が、A と B とに対し、それぞれが互いに接触できないようにして、別々に「C を殺害せよ」と教唆した結果、A と B とが同じコーヒーカップにそれぞれ致死量の毒薬を入れて C を殺害した場合、A、B それぞれの行為にも結果回避可能性は否定される。この場合、甲には殺人未遂の教唆犯(203 条・199 条・61 条 1 項)が成立するように思える。しかし、A または B の行為を前提としてそれを利用した甲の行為には結果回避可能性があり因果関係が認められ、殺人既遂罪の教唆犯(199 条・61 条 1 項)が成立するようにも思える。よって、本説は不合理である<sup>5</sup>。

したがって、検察側は本説を採用しない。

##### A 説(条件関係修正説)

30 本問において、条件公式を用いると、X の行為がなかったとしても、Y の行為によって A は死亡したと考えられる。よって、「X の行為がなかったならば、A の死亡という結果は生じなかったであろう」とはいえないことになり、X の行為と A の死亡との間の条件関係は否定されてしまう<sup>6</sup>。しかし、独立して人を殺害しうる行為をし、その結果人が死んでいる

<sup>4</sup> 井田良『講義刑法学・総論[第 2 版]』(有斐閣, 2018 年)129 頁以下。

<sup>5</sup> 山中敬一『刑法総論[第 3 版]』(成文堂, 2015 年)257 頁。

<sup>6</sup> 川端博『刑法総論講義[第 2 版]』(成文堂, 2006 年)140 頁以下。

のに両者とも殺人未遂とするのは常識に反すること、少なくとも半分は結果の発生に寄与していること、実行行為に予定されている結果が発生しているのにその点の責任を実行行為者に問えないのは不合理であること、重疊的因果関係の場合と比べ、より危険な行為をしていながら未遂にとどまるのは不均衡であることから、条件関係を修正し条件関係を肯定すべきである<sup>7</sup>。

したがって、検察側は本説を採用する。

## VI. 本問の検討

### 第1. Xの罪責

10 Xが入院患者Aに、過失によって致死量の劇薬を支給し、同人を死亡させた行為について、業務上過失致死罪(刑法(以下法令名略)211条前段)が成立しないか。

(1) 本罪にいわゆる「業務」とは「人が社会生活上の地位に基づき、反復継続して行う行為であって、他人の生命、身体等に危害を加えるおそれのあるもの」をいうところ、本件についてみるにXは看護師という地位に基づき、薬剤の支給など患者の看護を反復継続して行い、支給する薬剤によってはその生命、身体等に危害を加えるおそれがあるため、「業務」者にあたる。

(2) また、「業務上必要な注意を怠」るとは、その業務を行う際に要求される注意義務に違反することであるところ、本件についてみるに、看護業務として入院患者に薬剤を支給する際には、その薬剤の種類や質、量等に間違いがないか確認するという注意義務が求められているにもかかわらず、Xは致死量の劇薬を支給しており、かかる注意義務に違反したといえ、「業務上必要な注意を怠」ったといえる。

(3) 当該行為により、Aは死亡しているので、結果も発生している。

(4) ここで、本件において因果関係は認められるか。本件では、Xの行為と相前後して、別の看護師Yも、Aに致死量の劇薬を支給しているところ、Xの行為がなくてもAの死亡結果は発生していたため、「あれなければこれなし」という条件関係が認められず、因果関係が否定されないか。

ア. 因果関係とは、条件関係を基礎として、行為の有する危険性が結果へと現実化したときに認められるところ、検察官側はA説を採用する。

イ. 本件についてみるに、X及びYの劇薬を支給するという行為について、これらを択一的に取り除いたのではAの死亡結果は発生していたが、全部取り除くと結果が発生しなかったといえる。すなわちXY双方の行為がなければ結果は生じなかったため、条件関係は認められる。

ウ. したがって、Xの当該行為と結果との間の因果関係は肯定される。

(5) したがって、Xの当該行為に業務上過失致死罪が成立する。

### 35 第2. Yの罪責

<sup>7</sup> 大谷實『刑法講義総論[新版第4版]』(成文堂、2012年)212頁。

前述の通り、Yの行為についてもX同様、業務上過失致死罪(211条前段)が成立し、その罪責を負う。

## **VII. 結論**

5 X、Yは上記行為につきそれぞれ、業務上過失致死罪(211条前段)を負う。

以上